主 文 原判決を次のとおり変更する。 ) \_ 被控訴人は、控訴人に対し、20万円及びこれに対する平成13年6月9日から支払済みまで年5分の割合に (1) よる金員を支払え。

(2) 控訴人のその余の請求を棄却する。 2 訴訟費用は,第1,2審を通じてこれを2分し,その1 3 この判決の1(1)項は,仮に執行することができる。 その1を控訴人の、その余を被控訴人の負担とする。

事実及び理由

当事者の求めた裁判 第 1

控訴人

(1) 原判決を取り消す。 (2) 被控訴人は、控訴人に対し、50万円及びこれに対する平成13年6月9日から支払いずみまで年5分の割合による金員を支払え。

訴訟費用は第1,2審とも被控訴人の負担とする。 (3)

- (4)仮執行宣言
- 被控訴人

(1)

本件控訴を棄却する。 控訴を棄却する。 控訴第二 (2)

事案の概要 第2

う。)。 2 (1) 「 また

2°/1° 原判決3頁11行目の次に改行して、次のとおり加える。 「 また、教職員組合の分会会議開催のための学校施設使用が長年にわたって当然のことのように認められてきたのは、単に校長の便宜的ないし恩恵的措置ではなく、憲法及び地方公務員法で保障された職員団体たる教職員組合ないしその分会の活動に対する団結権保障の観点とともに、教職という専門職集団としての教職員組合の職能団体性に深く根 ざすものであって、そのことが学校施設の目的外使用許諾の裁量判断における重要な考慮事由とされてきたからにほか ならない。

(2)

。同15行目の「前者のみ」を「そのうち組合の意義を説明することのみ」と改める。 同4頁22、23行目の「α教育委員会」を「当該小中学校の管理者たる学校長」と改める。 同24行目の次に改行して、次のとおり加える。 (3)

(4) 同24行目の外に改行して、次のとおり加える。 「分会会議のための学校施設使用の許可申請は分会長が口頭で校長に会議の日時と使用する教室を告げてなされるだけであり、校長は学校施設の使用が学校教育上又は警備上支障があるかないかの判断ができず、結局これらに支障はないものとして使用許可をしてきたのが実情であり、これは、教職員組合側の『分会会議に学校施設を使用するのは当然である』、『分会会議の内容を聞かれてこれに答えることは支配介入を許すことになる』という論理が罷り通ってきたことによる悪弊というべきである。」

第3

当裁判所の判断事実関係について

事実関係については、次項以下において必要に応じ付加するほか、原判決「事実及び理由」欄の「第3 争点に対する判断」の1項部分(5頁末行冒頭から9頁21行目末尾まで)に記載のとおりであるから、これを引用する(但し、原判決7頁行目及び同12行目の各「のみ」をいずれも削除し、8頁25行目の「というものであった。」を「ことを開発し、1945年 争点に対す も理由とされた。」と改める。)。 2 本件不許可処分の違法性(争点(1))について

2 本件不許可処分の違法性(争点(1))について (1) 一般に,行政財産は,その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができ(地方自治法 2 3 8 条の 4 第 4 項),特に学校施設については,学校管理者は,学校教育上支障のない限り,これを社会教育その他公共のために利用させることができると定められているところ(学校教育法8 5 条), $\alpha$ においては,これを受けて,町立小中学校等においては校長が学校の施設。設備を社会教育その他公共のために利用させることができるものとされている( $\alpha$ 立小中学校等管理規則 2 5 条 1 項,乙 2 。なお, $\alpha$ 立学校教育施設使用に関する条例(乙 3)では,社会体育活動等の場として  $\alpha$ 立の学校施設を使用しうる範囲を,町立学校の体育館と運動場に限定し,学校教育に支障のないよう教育委員会と当該学校長が協議のうえ使用を許可するものとされているが,上記条例は,体育館及び運動場が町民等の社会体育活動等に供されることが適切でありかつその利用頻度も高いことから,その利用方法を定めたものと解せられ,同条例により体育館及び運動場以外の学校施設の目的外使用を全く許さない趣旨と解することはできない。)

い。)。 A分会長のB校長に対する本件許可申請は、上記のような学校の施設についての目的外使用の許可申請であると解されるところ、 $\beta$  南小学校の管理者たるB校長は、学校設置の目的に反しない組合活動のために、裁量によって学校施設の利用を許すことができるだけでなく、その不許可処分に管理者の裁量権の逸脱、濫用があった場合には違法とな弊すべきこと、並びに裁量権の逸脱、濫用に当たるか否かは、許可を求める内容、許可が与えられなかった場合の算制決(9頁23行目冒頭から10頁10行目末尾まで及び13行目冒頭から15行目末尾まで)に説示のとおり原判決(9頁23行目冒頭から10頁10行目末尾まで及び13行目冒頭から15行目末尾まで)に説示のとおり原判決(9百23行目冒頭から10頁10行目末尾まで及び13行目冒頭から15行目末尾まで)に説示のとおり原判決(9百23行目同頭から10頁10行目末尾まで及び13行目間の必要性とその有対適切な利用の見地がある。そして、校長が学校の施設の目的外使用につき、与えられた施設管理権に基づく裁量権を行使してその許否を決するに当たっては、公の財産でありかつ教育目的の施設である学校施設の管理の必要性とその有対適切な利用の見地がら、その申請時の具体的個別的事情(当該施設の他の使用予定など)を前提として、当該許可申請の使用の時間や場所、使用者の範囲、使用の目的など諸般の事情を総合考慮した的確な判断が求められるのであり、学校長による有するのが行使が違法ものか否かの判断は、それが裁量権の合理性を有しないとしてその合理性の欠如が社会通念、条理、公平等の観点に照らして著しく妥当性を欠くものか否かを総合的に検討して決せられるべきものである。そこで、以下、本件不許可処分が、このような見地から裁量権の逸脱、濫用として違法というべきか否かについて検討する。

討する。 (2) 証拠(甲10,13,14,27,43,44,46,原審における証人A,同C及び同B,当審における証人D,同E及び同F)及び弁論の全趣旨によれば、 $\beta$ 南小学校を含む福岡県内の公立学校においては、教職員組合(福教組)の支部の分会会議は、特別の事情がない限り、分会が置かれた当該各学校の施設を使用して行われていること、このような分会会議のための学校の施設の使用許可申請は、多くの場合、書面等によらず分会長らが学校長等に対して「何時からどこどこの部屋で分会会議をします。」と告げることによって行われ、学校長等が「はい、分かりました。」などと口頭で答えることによって許可されていたこと、その際、分会会議の目的等については、分会側も特段これを告げず、校長側もこれを質すことはなかったこと、が認められる。このように、少なくとも、当該学校の分会員のみによる分会会議を目的とする学校施設の使用許可申請については、当該分会会議の内容が分会員による当該学校教職員に

対する組合加入勧誘のための活動を含む場合であると否とにかかわらず、当該施設において当該時間に他に使用の必要があるなど特段の事情がない限り、これを許可する運用が行われていたということができ、かかる運用に特段の問題があったことはうかがえない(但し、一般論として、当該会議の参加者については、申請者である分会長においては外部からの参加者がある場合には管理者側に誤解等が生じないようにこれを明らかにした上で使用許可を申請し、また、管理者である学校長においても、必要に応じてその許否の判断に必要な事項を質問するなどして対応すべき場合もあると考えられるが、これらが従前実際にどのような場合にどの程度行われていたかは措く。)。 (3) これに対し、本件許可申請にかかる分会会議のための学校施設の使用は、①当該学校の分会員のみではなく  $\beta$  南小学校に所属しない支部役員が参加するものであること、及び、②支部役員を含む控訴人所属の組合員による非組合員たる教職員に対する組合加入勧誘を目的とするものであること、を特徴とするものであるといえるから、以下、この点について検討する。 (4) まず、前記 (3) の①については、使用者が当該学校の教職員以外の者を含む点で、施設管理の観点から検討

まず、前記(3)の①については、使用者が当該学校の教職員以外の者を含む点で、施設管理の観点から検討

(4) ます、則記(3)の①については、使用有かヨ該子校の教職員以外の有を召む点で、心政官性の既点がっ採討を加える必要がある事柄であると考えられる。この点に関し、被控訴人は、B校長が本件許可申請についてこれを不許可とした理由の一として、学校警備に支障が生じる点を挙げ、外部の組合関係者が来校することになっていると、不審者を組合関係者と思い違いするなどして、学校警備にすきが生じるし、 $\beta$  南小学校では、当時、特定の子供の靴が盗まれたり、学校で飼育していた鶏やウサギが殺されたり、体育館の裏側にシンナーの入った一斗缶が置かれていたりして、同校長としては、警備の点に非常に神経を使わなければならない状況下にあったなどと主張し、原審証人B及び当審証人Fの各証言中にはこれに沿う部分があ

ある。しかしながら、教職員の日常の執務状況やこれに伴う精神的負担の有無等に対する学校長としての一般的な配慮の必要性の問題はともかく、そもそも上記主張のような組合加入勧誘に関連する行為についての事情ないし危惧は、それ自体、基本的には勧誘者ないし組合とその勧誘対象者各自の個々的対応に委ねられるべき性質のものであるばかりか、かる行為が行われる場所の問題に限っても、これが学校の施設で行われた場合と学校の施設以外で行われた場合とのの使用を不許可とする根拠としては薄弱であるといわざるを得ない。また、この点に関連して、原審における証言中には、B校東日前を接験したことができるといわざるを得ない。また、この点に関連して、原審における証言中には、B校東日前までの間に、オルグ目的のための学校施設使用許可申請を経験したことがも、他の公立の中学校の校長に問い合わせたと、ころと裏付ける向資料制であるが、上、そもそも被控訴人の上記主張自体、当該学校に所属する分分があるが、取職員に対する組合資料制制に関する活動との比較において、これに当該学校の方面であるとは、各人の上まると表付ける事情とないから、控訴人が主張するように、本件不許可処分自体が直ちに不当労働行為性を有しているというべきかどうかは別論としても、組合加入勧誘対象者に関する上記のような事情が、B校長の本件不許可処分の合理性を基礎付ける事情となり得るものでないことは明らかであり、被控訴人の当該主張は失当であるといわざるを得ない。 あるといわざるを得ない

あるといわざるを得ない。 (6) また、被控訴人は、B校長が本件許可申請についてこれを不許可とした理由の一として、 $\alpha$ には $\beta$  南小学校から約600メートル離れた位置に中央公民館が設置されており、ここで分会会議を開くことができる旨助言したことを挙げ、ほかにも学校の近くに会合に適当な場所があるので学校施設の使用を認めなくても憲法が保障する団結権を侵害することにはならない旨主張する。 しかしながら、控訴人を初めとする教職員組合が、本邦における他の多数の労働組合と同様、基本的にいわゆる企業内労働組合の性質を有する上、教職員の職務自体の特質に加え、控訴人の労働組合としての組織の規模や分会会議の敗度及び分会会議の開催に関する上記(2)の実情に照らしても、その会議の内容如何にかかわらず、学校施設を使用しての分会会議と学校外の施設を使用してのそれとは、管理者側及び労働組合側双方にとって、その利便性や実効性等の問題を含めて相当の差違があり、学校外の施設の使用に関する本件不許可処分をもって単に控訴人において場所的な利

便が受けられなかったに過ぎない程度の問題として看過することのできないものがあるというべきであって,被控訴人が挙げる代替施設である中央公民館の問題に関しても、証拠(スイタ2)によれば、使用計すを受けようとするとき使用条例施行規則3条)、これが適当な代替施設となり得ないおそれば、使用ければならする当になら、企業にはける証人Fの証言は採用できないもしては薄弱であるとかがさると説められて、かずれも、本件会議に学校のを開入している。といわざるを発している。といわずるとするとの使用を可言は採用できない。)などを総合すると、被控訴人が主張の参加者)は、計可と多な、教職員組合の分会会議の参加者)は、計可の対象となる施設としては薄弱であるといわざるを機で明する。といわざるを施設としては薄弱であるといわざるを機で明する。というなどを総合すると、がない。(7)以上かような、教職員組合の分会会議の参加者)は、計での対象となる施設としては薄弱であるとかの一般に、対して、本件使用計らむ較予からからかの一般に対して、本件使用計らむ較予からからかの一般に対して、大きに関するが表別であるとのかのではない。と、そのあるとか、被控訴人が指摘する上でなの教職員以外の外ががあるできない。の者会議であり、可申請において予定された使用報員のを対して、力を言ない。加齢を対して、対して、大きに関するを対して、対して、大きに関するなど、大きに関するを表して、大きに関するを表して、大きに関するを表して、大きに関するを表して、大きに関するを表して、大きに関するを表して、大きに関すると、大きに対すると、大きに関する、大きに関すると、大きに関する、大きに関するといいのできないでは関するといいのでは、大きに関するといいのでは、大きに関する、大きに関する、大きに関する、大きに関する、大きに関する、大きに関すると、大きに関する、大きに関する、大きに関する、大きに関する、大きに関する、大きに関する、大きに関する、大きに関する、大きに関する、大きに関する、大きに関する、大きに関する、大きに関する、大きに関する、大きに関する、大きに関する、大きに関する、大きに関する、大きに関する、大きに対し、大きに関する、大きに関する、大きに関する、大きに関する、大きに関する、大きに関する、大きに対し、大きに対し、大きに関する、大きに対し、大

る たい人の侵害(ず点(と))について (1) 上記認定の事実に加え、証拠(甲10、原審証人A)及び弁論の全趣旨によれば、控訴人の $\beta$  南分会は、B校 長の本件不許可処分によって、当初予定していた $\beta$  南小学校の学校施設における本件会議を行うことができなくなり、 そのため同小学校から約1キロメートル離れた喫茶店での会合を余儀なくされ、これによって、控訴人は、その組合活 動の一環である当該会議の目的を十分達成することができないなど、有形無形の損害を被ったことを認めることができ

(2) このように、本件においては、本件不許可処分によって控訴人に上記のような損害が生じたことが認められるが、控訴人が被った損害の性質上その額を立証することは極めて困難であるというべきであるから、民事訴訟法248条に従い、当裁判所は、その損害額としては20万円が相当であると認める。 結論

控訴人の本件請求は上記20万円及びこれに対する訴状送達の翌日の平成13年6月9日から支払済みまで よって, 民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める限度で理由があるものとして認容し、その余の請求は棄却 すべきであるから、これと異なる原判決を変更することとし、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所第五民事部 裁判長裁判官 湯地紘一郎 岩木宰 裁判官 裁判官 坂田千絵